



# 被災者援護協力団体制度の 申請書の書き方



令和7年8月19日()

内閣府（防災担当）

普及・防災教育・NPOボランティア連携担当

# 災害NPO・ボランティア団体等の登録制度

- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を担っていただいているところ。
- 官民連携体制の強化のために、**NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録する制度を創設**。登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。



# 登録制度運用の3ステップ

## STEP1 支援に関わる団体の登録によりDBにリストアップする

どこに、どのような能力・実績のある団体があるのか。  
この団体はどういう団体なのか、誰に聞けばいいのか。

「見える」

## STEP2 連携しやすい環境を作る

自治体と登録団体とが連携しやすくする環境を作る。  
併せて、登録団体のネットワーク化や  
研修の充実を通じて個々の団体の効力向上と、団体間の連携の枠組みを進化させる。  
→災害中間支援組織を中心とした地域ごとのネットワークを充実・地域の  
対応力を強化する。

「つながる」

## STEP3 支援に関わる団体の育成を支援する

地域ごとに登録された団体のスキルアップを図る。

- 個人情報取扱のスキル強化
- 被災者支援の技能向上（避難所、家屋保全、子ども支援、食と栄養、ペット…）

災害中間支援組織によるコーディネーション機能を強化する。

- JVOADに加えて都道府県域の災害中間支援組織の育成）

「育つ」

よくある  
Q&A

問 登録される団体は、技術力の高い専門的な団体だけなのか、それとも、どのような団体でも、広く登録されうるのか。

- (一般的に) 法律の「登録制度」とは、認証制度や指定制度とは異なり、一定の要件を満たせば登録簿にその事実関係の情報を公表する仕組みを指します。
- 被災者援護協力団体登録制度も、登録団体の情報を公表・開示する仕組みであって、団体の有する技術の高さや資格を認定する制度ではありません。
- 被災者援護協力団体登録制度の申請とその要件の確認は、書面で行われるため、一定の要件を満たした団体であれば、どの団体でも登録されます。

問 登録された団体には必ず被災者台帳が提供されたり、優先的に委託契約が結ばれるなどの、メリットがあるのか。

- 登録制度は、登録されたことだけをもって、登録団体に対して特別な権限が付与されるものではなく、行政機関からの実費支弁や被災者台帳等の機密情報の提供を保証するものではありません。
- 一方で、発災時に、地方公共団体との業務委託契約の締結や、被災者台帳の提供を検討するにあたって、団体の有する業務の専門性や実績の情報は重要です。
- 非常時になって初めて新しい関係を構築するだけでなく、平時から、登録団体と被災者支援にあたる地方公共団体等の顔の見える関係が構築できるよう、内閣府等で実施する訓練や研修の機会を活用いただければと考えます。

問 行政として、登録団体に積極的に研修の呼びかけを行うなどすると、発災時に、登録しない団体と登録団体に、扱いの差がついてしまうのではないか。

- 登録制度は、登録しない団体に制限がかかるものではありません。
- 一方で、行政にとって、被災者支援の活動をする団体について必ずしも存じ上げているわけではありませんので、研修等を企画する際には、情報のある団体（登録団体等）に声をかけることが多くなろうかと考えます。
- 発災時には、登録しない団体とも連携をとるよう努めますが、平時においては、是非、登録制度に登録いただき、官民・民民で互いに顔の見える関係になるよう、一緒に被災者支援の体制作りにご協力いただければと考えています。

問 自主性を尊重するというが、制度運用は担当者によって変わるのではないか。逆に、見直すべき点が見直されず、情報も更新されなければ、制度が硬直化するのではないか。

- 担当者によって基本的な制度運用が変わらないよう、「事務取扱要領」や「運用細則」等を定め、公表しております。
- なお、基準など、柔軟に見直すべき点については見直し規定もあります。

令和7年7月1日 府政防第1037号 内閣府政策統括官（防災担当）  
被災者援護協力団体登録申請にかかる事務取扱要領（抜粋）

第6 （中略）審査基準は、必要に応じて有識者の意見を聞いて、改定することができるものとする。

第10 災害救助法第8条第2項に規定する協力命令にあっては、登録被災者援護協力団体の自主的な活動を尊重する必要があるため、都道府県知事が協力命令を発出する前に、登録団体と適切な業務の連携を図り、業務委託等、命令によらない協力の要請の在り方を検討し、真にやむを得ない場合に命令を発出することを検討する必要がある。

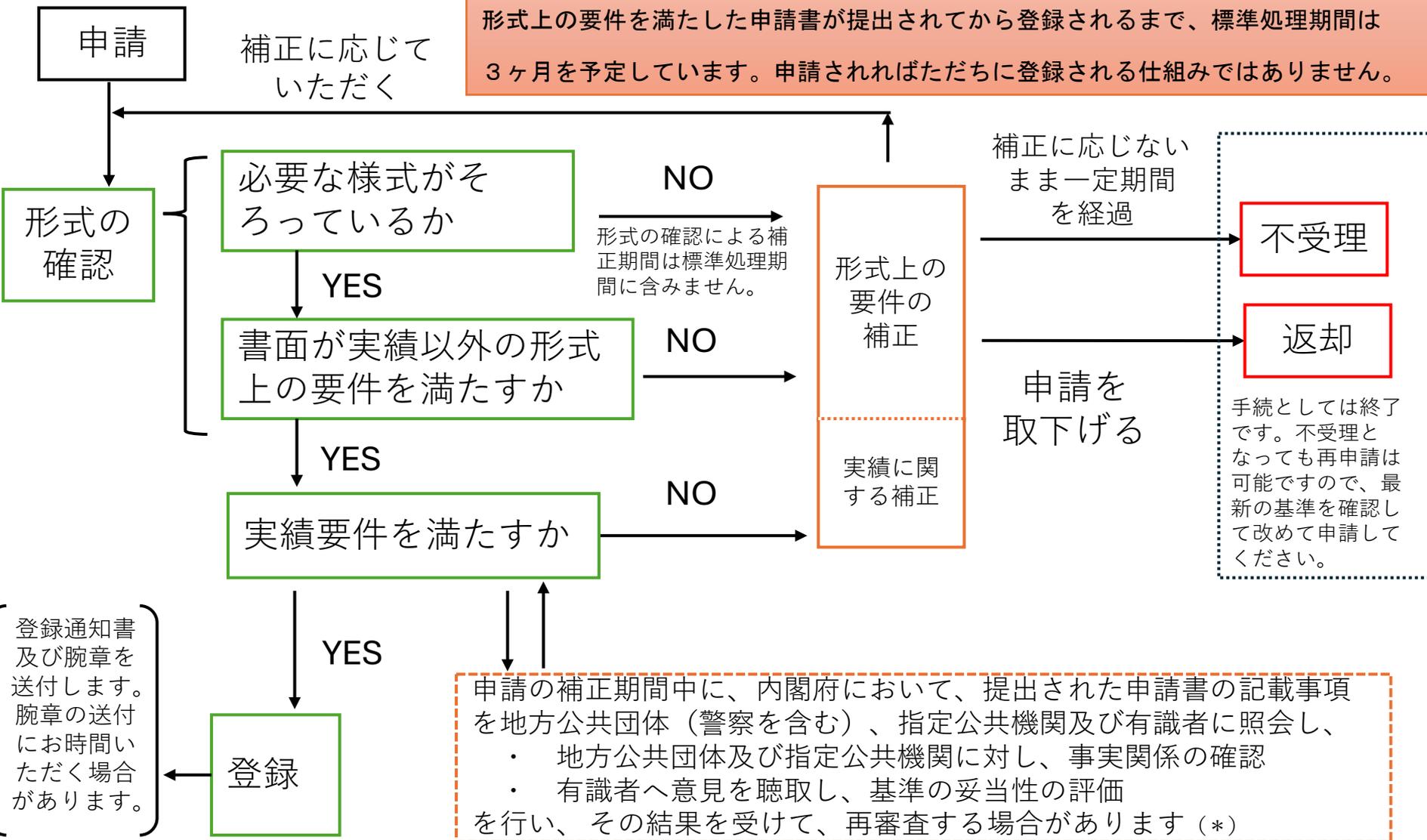
第17 （中略）登録被災者援護協力団体の協力の下、データベースの情報について、最新となるよう情報の更新に努め、関係者と、必要な情報の共有ができるよう備える。

（中略）登録制度は、被災地で支援に当たる団体の活動の自主性を尊重するものであり、登録しない団体に制限がかかるものではなく、また、登録されたことだけを理由に特別な認可や権限を付与するものではない（後略）。

# 申請書の書き方

# 申請から登録までの書類の確認フローと標準処理期間

形式上の要件を満たした申請書が提出されてから登録されるまで、標準処理期間は3ヶ月を予定しています。申請されればただちに登録される仕組みではありません。



（\*）

有識者の意見聴取は、個々の団体の登録可否を問うものではなく、個々の団体の申請を参照しつつ、登録制度全体の運用の考え方を含め、内閣府が設定した基準の妥当性について意見を伺うものです。補正期間中に、内閣府において再審査し、要件に適合するに至った場合は、登録されます。不受理の申請や取り下げられた申請は再審査の対象としません。なお、暴力団排除規定の欠格要件の適否を確認するために、申請いただいた情報について、各都道府県警へ照会させていただく場合があります。

# チェックシート（法人の申請用）

申請書添付書類のチェックシート（法人用）

様式	書類の種類	チェック欄
内閣府令 別記様式1	被災者援護協力団体登録申請書	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式ア～1	定款	<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
	代表者の住民票の写し（*）	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式イ	必要な機材その他の物資を記載した書類	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式ウ	専門的な知識及び技能を有する者の氏名及び略歴を記載した書類	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式エ	被災者援護協力業務を適切に行うための管理人の氏名及び連絡先等を記載した書類	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式オ	業務方法書	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式カ	様式カ 業務実績確認書 概要	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式キ	様式カ（添付） 活動実績証明書	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式ク	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式ク	被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書	<input type="checkbox"/>

（\*）

住民票は戸籍の表示（本籍及び筆頭者氏名）されたものをご用意ください。

外国人の方は、同法第三十条の四十五に規定する国籍等が記載されたものをご用意ください。

法人である団体の  
申請書の添付書類の一式です。

表紙 1 枚  
添付書類が 8 種類（ア～ク）  
あります。

電子媒体のデータベースを作成  
するため、メールによる申請を想  
定しています。

システムによる申請が可能となる  
よう、準備をしています。

（\*）

添付書類は、法令で定められて  
いるので、書類を省略することが  
できません。

- 公的機関から取り寄せていただく必要のある書類があります。
- ・定款
- ・登記事項証明書
- ・代表者の住民票の写し
- 地方公共団体等と調整を要する場合のある書類があります。
- ・活動実績証明書

# チェックシート（任意団体の申請用）

申請書添付書類のチェックシート（任意団体用）

条文	書類の種類	チェック欄
内閣府令 別記様式1	被災者援護協力団体登録申請書	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式ア～2	事務所の所在地 代表者の選任方法 総会の運営、会計に関する事項 当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする 規約その他これに準ずる書類添付	<input type="checkbox"/>
	添付書類 代表者の住民票の写し（*）	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式イ	必要な機材その他の物資を記載した書類	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式ウ	専門的な知識及び技能を有する者の氏名及び略歴を 記載した書類	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式エ	被災者援護協力業務を適切に行うための管理人の氏 名及び連絡先等を記載した書類	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式オ	業務方法書	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式カ	様式カ 業務実績確認書 概要	<input type="checkbox"/>
	様式カ（添付） 活動実績証明書	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式キ	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	<input type="checkbox"/>
添付書類 様式ク	被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えい の防止に関する事項を記載した文書	<input type="checkbox"/>

（\*）

住民票は戸籍の表示（本籍及び筆頭者氏名）されたものをご用意ください。

外国人の方は、同法第三十条の四十五に規定する国籍等が記載されたものをご用意ください。

■ 公的機関から取り寄せていただく必要のある書類があります。

・代表者の住民票の写し

■ 地方公共団体等と調整を要する場合のある書類があります。

・活動実績証明書

任意団体の  
申請書の添付書類の一式です。

表紙 1 枚  
添付書類が 8 種類（ア～ク）  
あります。

電子媒体のデータベースを作成  
するため、メールによる申請を想  
定しています。

システムによる申請が可能となる  
よう、準備をしています。

（\*）

添付書類は、法令で定められて  
いるので、書類を省略することが  
できません。

# チェックシート（登録時の情報の公表、開示の考え方）

提出申請書類の情報の、登録時の公表、開示・不開示の一覧

様式	項目	公表等の取扱	
内閣府令 別記様式1	被災者援護協力団体登録申請書の記載事項	登録時、一般の閲覧に供するよう公表する。	
添付書類	代表者の住民票の写し（*）	不開示とする。	
	定款、登記事項証明書	登録時、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示する。	
	事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項、当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずる書類添付	登録時、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示する。	
	様式イ	必要な機材その他の物資を記載した書類	登録時、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示する。
	様式ウ	専門的な知識及び技能を有する者の氏名及び略歴を記載した書類	登録時、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示する。
	様式エ	被災者援護協力業務を適切に行うための管理人の氏名及び連絡先等を記載した書類	管理人の連絡先は不開示とする。ただし、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示して差し支えない団体の連絡先を記載する。
	様式オ	業務方法書	登録時、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示する。
	様式カ	様式カ 業務実績確認書	登録時、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示する。
		様式カ 添付書類（実績を証する書類）	不開示とする。
	様式キ	欠格要件に該当しないことを制約する書面	不開示とする。
様式ク	被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書	登録時、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示する。	

公表 一般の閲覧に供することを指します。

開示 申請書及び添付書類の記載事項について、不開示情報を除き、以下の機関等（上欄において「被災者支援に当たる地方公共団体等」という。）に、内閣府からインターネット等を介して提供することを指します。

- ・ 関係行政機関
- ・ 災害対策基本法に基づく指定公共機関
- ・ 地方公共団体と協定を締結した災害中間支援組織等であって行政機関(国の機関又は地方公共団体等)との委託等により情報の守秘義務のある組織

不開示 内閣府（防災担当）内部でのみ使用する資料です。外部に対し提供することはありません。このほか、申請時点で、提出いただいた書類やその内容については、審査時に地方公共団体や有識者に照会し、事実関係の確認や内閣府の基準の妥当性の評価を受ける場合があります。

「公表」と「開示」の言葉を使い分けています。

本制度の目的は、被災者支援にあたる地方公共団体等に対して登録団体の情報を開示することで、平時・発災時に地方公共団体等と連携することです。そのため、登録後、添付書類等の記載事項は、不開示情報を除き、**原則として被災者支援に当たる地方公共団体等に「開示」**されます。また、申請書や添付書類の記載事項については、事実関係の確認のため、行政機関に照会する場合があります。登録簿掲載事項以外にも、申請いただいた添付書類等の記載事項のうち、**一般への公表に同意いただいた場合は、登録後、インターネットの利用等の方法により一般の閲覧が可能な状態で「公表」**します。

（\*）一般への公表の同意については任意ですが、より多くの情報公表により、官民連携・民民連携が進みやすくなりますので、公表に同意いただくことを推奨しております。

# 別記様式

申請書の鑑です。申請団体の情報を大まかに把握するための情報です。

別記様式第1号（第4条関係）

## 被災者援護協力団体登録申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

（申請者）  
事務所所在地  
団体の名称  
代表者氏名

災害対策基本法第33条の2第2項の規定による被災者援護協力団体の登録を受けた  
いので、下記の書類を添え、申請します。

被災者援護協力業務を行おうとする地域		主な活動都道府県	詳細は業務方法書に記載すること
行おうとする被災者援護協力業務の種類	避難所の運営	<input type="checkbox"/>	
	炊き出しその他による食品の 給与又は飲料水の供給	<input type="checkbox"/>	
	生活必需品の給与又は貸与	<input type="checkbox"/>	
	被災した住宅の応急修理又は 災害により生じた土砂その他 の障害物除去	<input type="checkbox"/>	
	被災者からの相談への対応又は 被災者に対する情報の提供・助言	<input type="checkbox"/>	
	ボランティア受入れの実施に係る 連絡調整	<input type="checkbox"/>	
	その他被災者の援護を図るために 必要な協力業務	上欄以外で地方公共団体と連携して行おうとする被災者の 援護を図るために必要な協力業務を記載	
過去に実施した被災者援護協力業務	協力した国の機関名または地方公共団体名	詳細は業務実績確認書に記載すること	
	実施時期		

添付書類

登録被災者援護協力団体の登録に関する内閣府令第4条各号に定める申請書類一式

申請書の表紙・鑑にあたる書面です。  
登録団体の基本的な情報を、形式で記入いただきます。  
これはデータベースを作る上での最低限の情報ですので、申請書はこれだけではなく、法令に定める添付資料が必要です。  
（\*）  
登録後、この様式に記載された情報が変更された場合は、別途届出が必要です。

（\*）  
登録後に、本「別記様式第1号」の情報が変更された場合は、別途届出が必要です。次ページからの添付書類の内容に変更があったとしても、届出は不要です。

# 添付書類の様式ア-1

(登録団体府令第4条各号に定める申請書添付書類)  
添付様式ア-1 (登録を受けようとする団体が法人である場合)

内閣府政策統括官(防災担当) 殿

本様式の記載事項及び添付された団体の定款及び登記事項証明書は、登録後、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示されます。ただし、添付書類である代表者の住民票は不開示とします。	
添付書類	提出書類 チェックボックスに☑を入れ、その書類の写しを添付してください。 <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 代表者の住民票の写し

以下は任意です。

本様式に添付された団体の定款の一般への公表について	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。
---------------------------	---

団体の運営等に関する情報の詳細を把握するための様式です。

法人である団体が、提出することとされている書類です。

チェックボックスに☑をいただき、その資料を添付資料として提出ください。

代表者の住民票の写しは、必須書類です(定款や登記事項証明書に代表者の氏名・住所が記載されている場合でも提出いただきます。)

添付書類(定款等)の記載情報は、原則、開示の対象です。ただし、住民票そのものは不開示です。

# 添付書類の様式ア-2

団体の運営等に関する情報の詳細を把握するための様式です。

(登録団体府令第4条各号に定める申請書添付書類)  
添付様式ア-2 (登録を受けようとする団体が任意団体である場合)

内閣府政策統括官(防災担当) 殿

本様式の記載事項及び添付された団体の規約・組織及び運用に関する書類は、登録後、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示されます。ただし、添付書類である代表者の住民票は不開示とします。		
① 団体の規約の組織及び運営に関する事項の記載チェック欄	事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 記載がある <input type="checkbox"/> 記載がない <input type="checkbox"/> 事務所の所在地を、被災者支援に当たる地方公共団体等への開示に同意します。
	代表者の選任方法	<input type="checkbox"/> 記載がある <input type="checkbox"/> 記載がない
	総会の運営	<input type="checkbox"/> 記載がある <input type="checkbox"/> 記載がない
	会計に関する事項	<input type="checkbox"/> 記載がある <input type="checkbox"/> 記載がない
②添付書類	提出書類 チェックボックスに☑を入れた書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 添付必須 代表者の住民票を添付する。 <input type="checkbox"/> 添付必須 申請団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約	
	①に「記載がない」にチェックがある場合 <input type="checkbox"/> 規約に準ずる書類として別途作成し、申請書に添付する。	

任意団体が、提出することとされている書類です。

事務所の所在地は、チェックボックスに☑をいただき、その資料を添付資料として提出ください。

添付書類は、原則、公表対象です。ただし、住民票は不開示です。

以下は任意です。

本様式の記載事項及び添付された団体の規約の一般への公表について	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。
---------------------------------	---

(\*)

添付資料の内容は、登録後、情報が更新されたり修正されても、届出は不要です。データベースの更新は重要なので、必要に応じて状況を伺うことがあります。

# 添付書類の様式イ

団体の有する機材に関する情報を把握するための様式です。

(登録団体府令第4条各号に定める申請書添付書類)  
添付様式イ 被災者援護協力業務を行うために必要となる機材・資材

内閣府政策統括官（防災担当）殿

本様式の記載事項は、登録後、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示されます。		
被災者援護協力業務の種類		必要となる機材その他の物資
避難所の運営	<input type="checkbox"/>	左欄に☑ の上、資材 機材を記入
炊き出しその他による食品の給 与又は飲料水の供給	<input type="checkbox"/>	
被服、寝具その他の生活必需品の 供与又は貸与	<input type="checkbox"/>	
被災した住宅の応急修理又は災 害により生じた土砂その他の障 害物除去	<input type="checkbox"/>	
被災者からの相談への対応又は 被災者に対する情報の提供・助言	<input type="checkbox"/>	
ボランティア受入れの実施に係 る連絡調整	<input type="checkbox"/>	
その他被災者の援護を図るため に必要な協力業務	<input type="checkbox"/> ( )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本様式は、業務方法書の一部として扱います。</li> <li>・本様式の記載事項は、登録可否の判断に使用するものではなく、被災者支援にあたる地方公共団体等への開示資料とするためのものなので、事実のまま記述ください。</li> <li>・平時から準備されている、発災時に使用可能な機材・資材を記述してください。自己保有でなくても、レンタル等でも問題ありません。</li> <li>・必要となる機材その他の物資の欄に入りきらない場合、別添として添付しても構いません。欄が不足する場合、欄の幅は拡張してもかまいませんが、罫線の追加・削除はしないでください。</li> </ul>		

団体の有する機材に関する情報です。

事実関係を記入していただければ、要件を満たします（機材の種類は問いません）。

特段、機材を有していない場合でも、その旨を記載して、提出してください。

データベース上では、様式オの業務方法書の一部として添付します。

以下は任意です。

本様式の記載事項の一般への公表について	<input type="checkbox"/> 同意します。
	<input type="checkbox"/> 同意しません。

(\*)

添付資料の内容は、登録後、情報が更新されたり修正されても、届出は不要です。データベースの更新は重要なので、必要に応じて状況を伺うことがあります。

# 添付書類の様式ウ

(登録団体府令第4条各号に定める申請書添付書類)  
添付様式ウ 被災者援護協力業務に従事する者①の実績

内閣府政策統括官(防災担当) 殿

添付書類の記載事項の情報の開示について以下に同意の上申請します  
本様式の記載事項は、登録後、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示して差し支えありません。

被災者援護協力業務に  
従事する者の氏名①

配置する被災者援護協力業務に従事する者①の略歴(実績の詳細)

被災者援護協力業務の実績がある	被災者援護を行った災害の概要	
	被災市町村名	(都道府県) (市町村)
	業務実施期間	年 月 ~ 年 月
	被災者援護業務の種類	
	被災者援護協力業務として実施した活動内容	曖昧な表現は実績と認められない場合があるため具体的に記載すること。 添付書類で証明しても差し支えありません。
添付資料(実績証明書)	以下のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を入れた書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 地方公共団体等に提出した業務報告書 <input type="checkbox"/> 申請団体が作成する活動実績の報告書	

被災者援護の実績がない場合	①-1 <input type="checkbox"/> 内閣府が実施する防災に関する訓練・研修の受講歴 ( )
	①-2 <input type="checkbox"/> 行政機関等が実施する避難所運営に関する訓練等の受講歴 ( )
	②-1 <input type="checkbox"/> 被災者援護協力業務に資する国家資格 ( )
	②-2 <input type="checkbox"/> 被災者援護協力業務に資する業務経験 ( )
①-1又は①-2(知識)かつ ②-1又は②-2(技能)	それぞれ、証拠となる書面を添付すること

備考  
・記述内容のみから業務の実績を判断するため、被災者援護協力業務に従事する者がどのような活動をしたか具体的に記載してください。  
・実績が複数ある場合は、欄を足しても差し支えありません。  
・添付資料は不開示です。

以下は任意です。

本様式の記載事項の一般への公表について  同意します。  
 同意しません。

事務局使用欄です。

支援活動に従事する者2名分の情報の詳細を把握するための様式です。

従事する者の実績の記入ください。略歴は、被災者支援にあたる地方公共団体等に開示可能な情報を前提に記入ください。証拠書類として、活動内容のわかる書類を添付してください。

→ 添付資料は不開示です。活動内容欄は概要を記載し、詳細は添付書類で証明してもかまいませんが、あいまいな記述は避けてください。書き方については、必要あれば、内閣府において助言いたします。

被災者支援の経験はない方でも、災害時に生かせる技能と被災者援護に関する知識があれば要件を満たします。

→ 災害に生かせる実務経験や資格のみ記載ください。(学歴や職歴は不要です)  
→ 訓練・研修の受講歴については、講師としての参加履歴は含みません。  
→ 略歴が、要件に合致するかわからない場合、個別にご相談ください。

証拠書類として、略歴や受講歴のわかる書類を添付してください。

→ 添付資料は不開示です。

(\*)

添付資料の内容は、登録後、情報が更新されたり修正されても、届出は不要です。データベースの更新は重要なので、必要に応じて状況を伺うことがあります。

# 添付書類の様式工

団体の運営等に関する情報の詳細を把握するための様式です。

(登録団体府令第4条各号に定める申請書添付書類)  
添付様式エ 管理人の氏名及び連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）殿

添付書類の記載事項の情報の開示について以下に同意の上申請します  
本様式の記載事項は、登録後、不開示情報を除き、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示して差し支えありません。

管理人氏名 (開示)	ふりがな	
管理人の連絡先 (不開示)	電話番号	
	電子メールアドレス	
管理人の 団体における役職 (開示)		*
団体の連絡先		
連絡先 (開示)	電話番号	いずれかは必須
	電子メールアドレス	
備 考	<ul style="list-style-type: none"><li>代表者と管理人は兼務していてもかまいません。</li><li>管理人の氏名・連絡先は、申請の段階、登録後の段階で、内閣府（防災担当）から連絡の取れる者の連絡先を記入してください。</li><li>団体の連絡先の電話番号、電子メールアドレスは、管理人の連絡先と同一で差し支えありませんが、団体の連絡先は、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示可能な電話番号または電子メールアドレスを記載ください。</li></ul>	

団体の管理者は、発災時に、直ちに連絡をとれる者を想定しています。

そのため、**団体の連絡先（電話番号、メールアドレスのいずれか）は、被災者支援にあたる地方公共団体等に開示される情報**なので、開示して差し支えないものを記入してください。

事務局使用欄です。

以下は任意です。

本様式の団体の連絡先（電話番号・電子メールアドレス）の、一般への公表について	<input type="checkbox"/> 同意します。
	<input type="checkbox"/> 同意しません。

(\*)

添付資料の内容は、登録後、情報が更新されたり修正されても、届出は不要です。データベースの更新は重要なので、必要に応じて状況を伺うことがあります。

# 添付書類の様式オ

団体の活動の考え方に関する情報の詳細を把握するための様式です。

(登録団体府令第4条各号に定める申請書添付書類)

添付様式オ 業務方法書

内閣府政策統括官(防災担当) 殿

本様式は、業務方法書として、登録後、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示されます。開示できる記載事項として、以下の欄を埋めて申請書に添付してください。各項目の幅は拡張してもかまいませんが、項目の追加・削除はしないでください。

被災者援護協力団体  
名称 \_\_\_\_\_

## 1. 実施の体制

(1) 団体の体制・構成員等  
添付様式ア-1 又はア-2 の通り

## (2) 安全管理の考え方

## (3) 被災者への配慮

2. 行おうとする被災者援護協力業務  
申請書別記様式1の通り

3. 行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資の運用  
添付様式イの通り。

4. 被災者援護協力業務に従事する技術者の氏名  
添付様式ウの通り

5. 情報セキュリティ又は個人情報の取扱いに関する方針

(\*) 情報セキュリティ又は個人情報に関する規定がない場合であっても、「被災者援護協力業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らさない旨」の記述は必須です。本項目については、添付様式第クを参考に記載してください。

以下は任意です。

本様式の記載事項の一般への公表について

- 同意します。  
 同意しません。

(\*)

添付資料の内容は、登録後、情報が更新されたり修正されても、届出は不要です。データベースの更新は重要なので、必要に応じて状況を伺うことがあります。

必要項目を記入してください。他の様式と重複している項目は、省略可能です。(様式中に、添付様式●●の通り、記載されています)

白枠内は、団体の考え方を自由記載で記入いただければ要件を満たします。記載された内容は、そのまま被災者支援にあたる地方公共団体等に開示されます。

5. 情報セキュリティに関する規定がない場合でも、記入は必須です。

# 添付書類の様式カ

(登録団体府令第4条各号に定める申請書添付書類)  
添付様式カ 業務実績確認書

内閣府政策統括官(防災担当) 殿

本様式の記載事項は、登録後、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示されます。

## 1. (必須) 被災者援護協力業務の概要

被災者援護協力団体名称	
被災者援護を行った災害の名称	
被災者援護協力業務を行った期間	
被災者援護協力業務の種類	
被災者援護協力業務を行った国の機関または地方公共団体の名称・担当部署	
実施した被災者援護協力業務の概要	

## 2. 被災者援護協力業務を委託業務・協定に基づく業務・補助金を受けて行った業務の実績 (次のいずれか)

委託業務の実績	<input type="checkbox"/> ある (発注機関名称 ) (契約の期間 )
	<input type="checkbox"/> ない
協定に基づく業務の実績 協定を結んだ実績	<input type="checkbox"/> ある (協定を締結した機関・団体名 ) (協定の期間 )
	<input type="checkbox"/> ない
行政機関または民間の補助金を受けて行った業務	<input type="checkbox"/> ある (補助金拠出機関名 ) (補助事業名 ) (補助を受けた事業の実施期間 )
	<input type="checkbox"/> ない
申請団体が行った被災者援護を行った実績であって、地方公共団体と調整して行った業務	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

「ある」にチェックを入れた項目の、実績証明書を添付(様式カ(実績証明書類)参照)

以下は任意です。

本様式の記載事項の一般への公表について	<input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。
---------------------	---

添付書類カは、申請団体の業務実績を確認するための書類です。

事実関係を記入し、証拠書類を添付いただければ要件を満たします(申請時は1例でよい)。

→実績が多数ある団体は、データベースを充実させる目的で、登録後に情報提供をお願いする場合があります。

業務の実績を証する書面としてチェック☑していただいた書類をご提出ください。

「地方公共団体と調整して行った業務」については、直接、地方公共団体等と連絡を取った業務以外に、**地方公共団体等と連携している民間団体と調整して行った実績(間接的な実績)も含まれます。**

→間接的な実績では、貴団体の活動と地方公共団体との関係がわからないことがあると思われますので、ご不明な点があれば、内閣府防災の事務局にご相談ください。

→いただいた情報を元に事務局で調べて、自治体との間接的な関係が認められれば、要件を満たします。事実関係の確認のため、資料の追加をお願いする場合があります。

(\*)

添付資料の内容は、登録後、情報が更新されたり修正されても、届出は不要です。データベースの更新は重要なので、必要に応じて状況を伺うことがあります。

# 添付書類の様式カ（証明書類）

【様式カ（実績証明書類） チェックボックスに☑を入れた書類を添付してください】

行政機関との委託契約書及び仕様書

地方公共団体との協定書

行政機関または民間の補助金を受けて実施したことを証する書類（以下の両方）

補助事業の実施要項

交付決定通知書または報告書等

（\*）クラウドファンディングや寄付金に基づく活動は含みません。

その他、申請団体が行った被災者援護を行った実績であって、地方公共団体と調整して実施したことを証する書面

行政機関の補助金には、内閣府（防災担当）が実施しているボランティア交通費補助事業を含みます。

民間の補助事業は、一般への公募と採択のプロセスがあり、報告書によって補助事業を受けた内容がわかる事業が対象です。申請団体が自ら募集したクラウドファンディング等は含みません。

地方公共団体と直接の連絡を取っていなくても、地方公共団体と連携して実施している民間団体と調整して実施した業務も対象です（間接的に都道府県と調整をしたと認められる場合も含む）。

以下は任意です。

本様式の添付資料の一般への公表について

同意します。

同意しません。

# 添付書類の様式キ

(登録団体府令第4条各号に定める申請書添付書類)  
添付様式キ

内閣府政策統括官(防災担当) 殿

年 月 日

団体名称  
代表者氏名

災害対策基本法に定める欠格要件  
に該当しない旨に関する誓約書

災害対策基本法 33 条の 2 第 2 項の規定による被災者援護協力団体の登録を受けるにあたり、同法第 33 条の 2 第 3 項各号に定める欠格要件に該当しない旨を誓約します。

欠格要件	該当しない場合に チェック
第三十三条の九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないもの	<input type="checkbox"/>
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの	<input type="checkbox"/>
拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者	<input type="checkbox"/>
集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	<input type="checkbox"/>
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者	<input type="checkbox"/>
アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	<input type="checkbox"/>
被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	<input type="checkbox"/>

(\*) 本様式の記載事項は不開示です。

添付書類キは、誓約書類です。  
該当事項がないことを確認して提出してください。

本資料が公表されることはありません。

障害を有する者が役員に含まれる団体であっても、介助者などによる必要なサポートを受けて、役員として必要な認知、判断及び意思疎通を行い、団体の活動方針が決められる者は、当該欠格要件には該当せず、申請団体が、その他の必要な登録要件を満たしていれば、被災者援護協力団体としての登録は可能である。

(登録団体府令第4条各号に定める申請書添付書類)  
添付様式ク

内閣府政策統括官(防災担当) 殿

年 月 日

団体名称  
代表者氏名

被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する誓約書

本様式の記載事項及び添付書類は、登録後、被災者援護協力業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書として、被災者支援に当たる地方公共団体等に開示されます。

チェックボックスに☑を入れて提出する。

- 個人情報を扱う場合は、個人情報保護法等の規定に従う必要があることを理解しています。
- 同法第33条の6及び第90条の6(※裏面参照)に定める秘密保持義務を履行します。
- 地方公共団体から被災者援護協力業務に関する委託を受ける際には、地方公共団体の秘密保持に関する規定に従います。
- 登録されたことにより、行政機関から被災者台帳をはじめとする機密情報の提供を受けることが保証されるものではないことを理解しています。

添付 団体が保有する情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する規定等

- 情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する規定等を有している。  
(※) 情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する規定やポリシー等を添付してください。
- 情報セキュリティ及び個人情報の取扱に関する規定等は有していない  
(※) 規定等を有していない場合、提出は不要です。規定等を有していない事実について、被災者支援に当たる地方公共団体等への開示の対象です。また、規定等を有していない場合でも、様式オ5. 情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する方針の記載は必須です。

以下は任意です。

本様式の記載事項及び添付資料(情報セキュリティ又は個人情報の取扱に関する規定等)の一般への公表について

- 同意します。
- 同意しません。

添付書類クは、秘密漏洩の防止に関する誓約書・同意書です。

本添付資料は、情報セキュリティに関する規定の有無や、その事実を公表するためのものです。情報セキュリティや個人情報保護規定等を有していなくても登録は可能ですが、その旨の事実関係は、被災者支援にあたる地方公共団体等に開示されます。

また、実際の発災時に、被災者台帳が提供されることを保証される制度ではありません。被災者台帳の取扱については、被災地の自治体と相談してください。

# 様式の登録基準のまとめ

申請書類の記載事項		登録要件・登録基準
別記様式1 被災者援護協力業務の種類	避難所の運営、炊出、生活必需品の給与、被災住宅の修理、土砂除去、相談対応、ボランティア受入等について記載。	必要事項が業務方法書に記載されていること（形式要件）。
登録を受けようとする団体 (様式ア-1、ア-2)	法人は定款等の提出。法人に準じる団体の規約について、特定非営利活動促進法に定める定款の記載事項に準じる記載。	必要事項が規約に記載されていること（形式要件）。
業務に必要な機材等 (様式イ)	被災者援護協力業務の資材の、業務方法書に記載。	必要事項が業務方法書に記載されていること（形式要件）。
被災者援護協力業務に従事する専門的な知識及び技能を有する者 (様式ウ)	被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者の氏名及び略歴を、所定の様式に記載。 次の①又は②	①過去に、行政等と連携して被災者支援活動に従事した経験を証する書面。右欄
		②これと同等の知識及び技能を証する書面 右欄 i)かつii)
業務を適切に行うための管理者(様式エ)	管理者の氏名及び連絡先を所定の様式に記載して提出	必要事項が申請書に記載されていること（形式要件）。
業務方法書その他の文書 (様式オ)	活動の目的・基本方針、被災者援護協力業務の概要、組織体制、業務の手順、個人情報保護に関する方針等	業務方法書が所定の様式を満たしていること
業務実績確認書 (様式カ)	実績の概要、協力先の国の機関または地方公共団体の名称、従事技術者の氏名等	地方公共団体等と協力して業務したことを証する書面。
欠格要件に該当しない旨の誓約(様式キ)	法第33条の2第3項各号に掲げる事項に該当しない旨を自己申告する。	必要事項が誓約書に記載されていること（形式要件）。様式キは不開示。
秘密の漏洩の防止に関する事項(様式ク)	情報取扱規定の有無、被災者台帳を扱う予定・実績の有無、研修の予定等。規定を添付する。	必要事項を記載すること（形式要件）。

いずれの要件も、地方公共団体等に事実関係が確認できなかった場合には登録の対象とはなりません。